

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

労働雇用政策課

【告示】

○ 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正
（県例規集登載）

〃

○ 県営住宅の整備基準に係る知事が定める措置の一部改正
（以上県例規集登載）

住宅課

【公告】

○ 保安林の指定施業要件の変更予定
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
○ 落札者等の決定

治山課

建築指導課

警察本部会計課

目次

担当課（室）

	<p>12 決算関係書類等の提出の延期の審査及び承認（労働者協同組合 法施行規則（令和4年厚生労働省令第89号。以下この項におい て「省令」という。）第84条第2項、第4項）</p> <p>13 組織変更時財産額に係る使用状況の報告に関する書類の提出の 延期の審査及び承認（省令附則第9条第2項、第4項）</p>				○			
--	--	--	--	--	---	--	--	--

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

令和4年9月22日 岡山県公報 第12433号

◎岡山県告示第四百五号

許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。
令和四年九月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

別表産業労働部の部労働雇用政策課の項中15を21とし、1から14までを六ずつ繰り下げ、7の前に次のように加える。

1	労働者協同組合法（令和2年法律第78号）第60条	組合員による臨時総会の招集の承認	10日					
2	労働者協同組合法第94条の3	特定労働者協同組合の認定	30日					
3	労働者協同組合法第94条の9第1項	特定労働者協同組合の所在場所の変更の認定	30日					
4	労働者協同組合法附則第20条第2項	組織変更後組合の行う事業が特定非営利活動に係る事業に該当することの確認	10日					
5	労働者協同組合法施行規則（令和4年厚生労働省令第89号）第84条第2項	決算関係書類等の提出の延期の承認	10日					
6	労働者協同組合法施行規則附則第9条第2項	組織変更時財産額に係る使用状況の報告に関する書類の提出の延期の承認	10日					

附 則

この告示は、令和四年十月一日から施行する。

令和4年9月22日 岡山県公報 第12433号

◎岡山県告示第四百六号

平成二十四年岡山県告示第五百五号（県営住宅の整備基準に係る知事が定める措置）の一部を次のように改正する。

令和四年九月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一中「措置は、」の下に「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「省令」という。）第十条第二号イの基準（ただし、公営住宅の借上げの場合は省令第一条第二号イの基準、これらにより難しい場合は」を加え、「の基準」を「の基準）」に改める。

五中「第一条各号」の下に「（第十号を除く。）」を加える。

六中「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第一号）Iの第2の2の基準を満たすこととなる」を「省令第十条第二号ロの基準（ただし、公営住宅の借上げの場合は省令第一条第二号ロの基準）を満たすこととなる措置及び気候風土や高層等により合理的な再生可能エネルギーの活用が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合を除き、太陽光発電設備の設置（敷地内に設置した太陽光発電設備の活用も含む。）を行う」に改める。

附 則

この告示は、令和四年十月一日から施行する。

令和4年9月22日 岡山県公報 第12433号

◎岡山県告示第四百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和四年九月二十二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
真庭郡新庄村字滝谷一六七一の一

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字滝谷一六七一の一（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新庄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

令和4年9月22日 岡山県公報 第12433号

〔四七四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年九月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音柿木字般若寺四五八―一八、四五八―二三、四五八―二四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中島一五六二―一三

板谷 竜

三 許可年月日及び許可番号

令和四年五月十三日岡山県指令建指第五九号

令和4年9月22日 岡山県公報 第12433号

〔四七五〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和四年九月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 調達件名
岡山県警察ヘリコプターの12か月特別点検、整備及び修理
- 二 契約期間
令和四年九月八日から令和五年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県警察本部警備部警備課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 落札者を決定した日
令和四年九月一日
- 五 落札者の名称及び住所
朝日航洋株式会社岡山営業所
岡山市北区下石井二丁目三番八号
- 六 落札金額
九一、九二七、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額八、三五七、〇〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 八 入札公告日
令和四年七月十五日